

令和3年12月23日開会

令和3年12月23日閉会

令和3年12月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和3年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和3年12月23日（木）午後1時30分

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第8号 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第9号 専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 5 議案第10号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について
- 第 6 議案第11号 令和3年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第12号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

(出席議員)

金丸 三郎君	山田 厚君	鈴木 篤君	輿石 修君	坂本 信康君
長沼 達彦君	植田 年美君	木内 直子君	小沢 宏至君	深澤 健吾君
堀 とめほ君	川崎 靖君	伊藤 毅君	金丸 幸司君	滝川 美幸君
五味 武彦君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	田中 清君	斉藤 雅浩君
金丸 俊明君	小池 満男君	石原 高明君	小林 耐三君	

24名

(欠席議員)

なし

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長	八巻 一仁君	事務局 次 長	窪田 学君
-------	--------	---------	-------

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者	樋口 雄一君	副 管 理 者	保坂 武君
副 管 理 者	田中 久雄君	副 管 理 者	塩澤 浩君
副 管 理 者	上村 昇君	事 務 局 長	八巻 一仁君
消 防 長	萩原 亨君	会 計 管 理 者	本田 信人君
事 務 局 次 長	窪田 学君	次 長	小野 英男君
次長兼人事課長	今井 慎一君	次長兼南消防署長	須藤 晃延君
総 務 課 長	今村 公二君	救 急 救 助 課 長	芦沢 岳君
代表監査委員	乙黒 環君	公 平 委 員 長	小澤 俊雄君
公 平 委 員	長田 修君	公 平 委 員	名執 忠義君

開会時間 午後1時30分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、令和3年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第8号から日程第7 議案第12号まででありますので朗読を省略いたします。

次に、監査委員から令和2年度分の令和3年2月末、3月末、4月末、5月末及び令和3年度分の4月末、5月末、6月末、7月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。

お手元に配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、常時マスクを着用し、議員側及び当局側に飛沫防止パネルが設置されていることから、飛沫の飛散を防止するため、質問者は、自席で着座にて行い、答弁者については、議長から指名を受けた際、一度起立して礼をしてから着座し、答弁はそのまま着座にて行うこと。

また、議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第83条の規定により、堀とめほ君、内藤久歳君を指名いたします。

次に、日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第8号から日程第7 議案第12号までの5案を一括議題といたしま

す。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○**管理者（樋口雄一君）** 本日の組合議会定例会に提案いたしました案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第8号 専決処分については、令和3年7月7日、甲斐市西八幡1175番地1サモユ竜王W棟202号室で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定したものであります。

議案第9号 専決処分については、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて、本組合職員の給与を改定したものであります。

以上2案件につきましては、いずれもその処理に急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第10号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定については、令和2年度の一般会計並びに消防事業特別会計、国母公園管理事業特別会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第11号 令和3年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出において、第1款公園事業費は、基金積立金を追加するための補正であります。

歳入につきましては、第5款繰越金を追加するための補正であります。

次に、議案第12号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うための一部改正であります。

以上が、本日提案いたしました案件の大要であります。

御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（金丸三郎君）** 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩致します。

午後1時37分 休憩

午後2時46分 再開議

○**議長（金丸三郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第3 議案第8号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第3 議案第8号について採決いたします。

本案については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4 議案第9号について、討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

最初に木内直子君。

○木内直子君 議案第9号 専決処分について(甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について)に反対する討論を行います。

本議案は人事院及び山梨県人事委員会による勧告を受け、職員の期末手当の年間支月数を0.15か月引き下げるものです。この引き下げによって346名の方々、平均で年間約5万円の引き下げとなります。昨年の期末手当引き下げに続き2年連続の引き下げです。

元々人事院勧告とは、公務員の団体交渉権や争議権など労働基本権を制約することへの代償措置として、公務員の利益を代弁するべきものです。

民間における支給状況を反映させると言いますが、職員の皆さんの収入を減らせば、個人消費を弱め、地域経済を冷え込ませ、更なる民間給与の落ち込みという悪循環に陥ることになりかねません。コロナ禍で地域経済が悪化している中、今行うべきことは内需の拡大、働く人たちの懐を温める家計の直接支援です。

コロナ感染拡大に伴い、職員の皆さんの業務や責任が増しています。新たな変異株オミクロン株の発生が報告され、感染拡大が危惧されています。職員皆さんの労苦に応えるためにも本案による期末手当の引き下げは行うべきではありません。

よって、本議案に反対いたします。

以上です。

○議長(金丸三郎君) 次に、石原高明君。

○石原高明君 賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

議案第9号 専決処分について(甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域

行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について) 賛成の立場から討論を行います。

人事院や県人事委員会の給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、国家公務員法等に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることに より、職員に対する適正な給与を確保するためのものであります。

毎年、民間企業の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、国家公務員及び人事委員会を設置する自治体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、勧告を行っているものであります。

本組合には、国の人事院、県人事委員会のような、給与について調査を行う機関はないことから、人事院や県人事委員会の勧告等に準じて、職員の給与改定を行うことは、適切な措置であると考えます。

今後とも、給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿った適切な措置を講じていただくとともに、消防事業をはじめ、圏域住民の生活に密着した事業の充実を図ることを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(金丸三郎君) 以上で申し出による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第4 議案第9号について起立により採決いたします。

本案は提案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(金丸三郎君) 起立多数であります。

よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5 議案第10号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第5 議案第10号について採決いたします。

本案については、提案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり認定いたしました。

次に、日程第6 議案第11号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第6 議案第11号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第12号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第7 議案第12号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、令和3年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時53分

令和3年12月23日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 金 丸 三 郎

副 議 長 藤 原 正 夫

署名議員 堀 と め ほ

署名議員 内 藤 久 歳